

生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

【取組状況】

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。

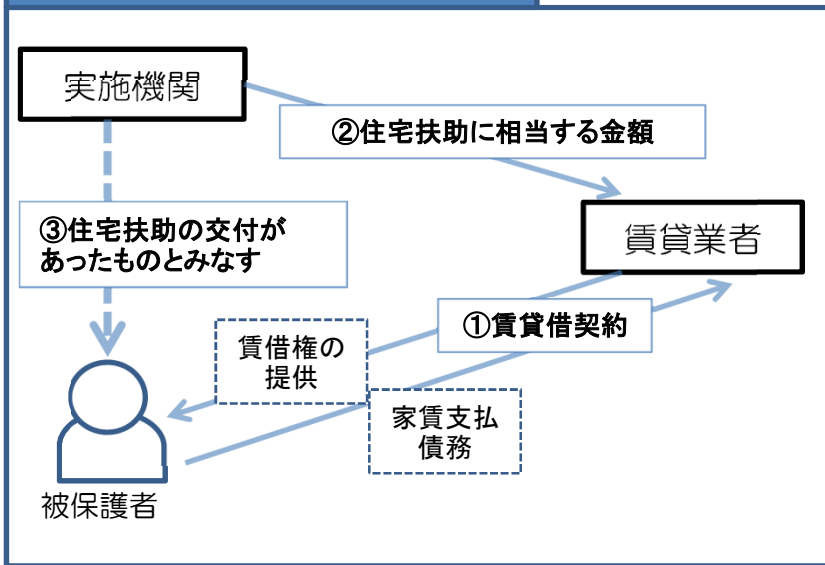
(参考) 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。

- ① 登録住宅(※1)の賃貸人(※2)は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
※1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅
 ※2 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号))第21条第1項で定める登録事業者
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

【今後の方針】

- 住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、結果として住居を失う可能性もあることから、住宅扶助費が適確に家賃として支払われるよう、令和2年4月より、以下の取扱いとする予定。
 - ・ 家賃等を滞納している者に対しては、住宅扶助の代理納付を原則化する。
 - ・ 家賃等の滞納の有無にかかわらず、「公営住宅の入居者」「登録事業者が提供するSN住宅に新規で入居する者」については住宅扶助の代理納付を原則化する。
- ※ 口座振替により住宅扶助の目的が達成できる場合や、家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されないケース等は代理納付の原則化の対象外

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給世帯数(A)	家賃全額が計上されている世帯(B)※	代理納付実施世帯数(C)	代理納付実施割合(C/A)	代理納付実施割合(C/B)
平成30年7月	1,386,639	1,219,671	322,514	23.3%	26.4%
公営住宅	245,554	235,539	147,318	60.0%	62.5%
民営の賃貸住宅	943,816	812,651	160,910	17.0%	19.8%
その他	197,269	171,481	14,286	7.2%	8.3%
令和元年7月	1,384,279	1,215,323	332,599	24.0%	27.4%
公営住宅	241,345	230,373	145,326	60.2%	63.1%
民営の賃貸住宅	941,125	810,579	173,102	18.4%	21.4%
その他	201,809	174,371	14,171	7.0%	8.1%

※ 「就労収入や年金収入等などの収入充当との関係で、家賃の一部のみ住宅扶助費が支給されている世帯」等を除いた世帯数。

なお、すでに口座振替等により賃貸人に対して確実に家賃が支払われているケースなど代理納付を行わなくとも生活保護法の目的を達せられているケースが含まれている点に留意が必要。